

★ 社会福祉施設等費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

租税特別措置法の一部改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年七月一日